賃上げを実施する企業に対する優遇措置について

〇評価方法

補助金公募に当たり、「賃金引上げ計画の誓約書」「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を公募の際に提出を受けたことをもって評価します。

〇賃上げ実績の確認

補助事業期間終了後の報告時において、加点者のみ、実際の賃上げ状況を確認します。

具体的には、「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」で基準を満たすかどうかを確認します。

但し、税理士又は公認会計士等の第三者により、同等の賃上げ実績※を確認することができると認められる書類の提示があれば、上記書類に代えることもできます。

※例えば、ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応するため、継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する 等

〇賃上げが達成されなかった場合の対応

賃上げ基準に達していない場合は「理由書」の提出を必ず求めます。

確認の結果、特段の理由無く基準未達の場合、交付要綱及び実施要領の規定に基づく、交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。